

岩手保健医療大学障害学生支援担当会議規程

(令和6年2月28日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、岩手保健医療大学障害学生修学支援規程第4条第2項の規定に基づき、障害のある学生が、学生生活を送る際に適切な支援を受けられる体制づくりを推進するために、学生委員会内に障害学生支援担当会議（以下「支援担当会議」という。）を置き、その円滑な運営を行うために必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 支援担当会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 障害のある学生支援計画の策定に関する事項
- (2) 障害のある学生からの合理的配慮の申し出に関する事項
- (3) 障害のある学生支援に関する問題の防止又は解決を図るための措置等に関する事項
- (4) 障害のある学生への指導助言等具体的な支援に関する事項
- (5) 関係部署の調整に関する事項
- (6) 教職員等に対する啓発に関する事項
- (7) 施設・設備の整備に関する事項
- (8) その他支援担当会議が必要と認めた事項

(組織)

第3条 支援担当会議は、以下の各号の委員をもって構成する。

- (1) 学生委員会委員長
- (2) 学生委員長が指名した学生委員 1人
- (3) 教学委員会副委員長
- (4) 障害学生支援相談員
- (5) 事務局長及び学務課長
- (6) 事務局長が指名する事務職員

(会議の招集及び運営)

第4条 支援担当会議は、学生委員会委員長が招集し、その議長となる。

- 2 学生委員長に支障があるときは、あらかじめ学生委員長が指名した者がその職務を代行する。
- 3 支援担当会議は、過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって議事を決する。

(委員以外の者の出席)

第5条 支援担当会議が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者（学外の専門的な有識者含む）の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 支援担当会議に関する事務は、学務課において処理する。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、学生委員会の承認事項とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。